

Cyphy-Inn サービス利用規約

Cyphy-Inn サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社USEN-ALMEX（以下「当社」といいます。）が契約者（第2条に定義します。）に提供する「Cyphy-Inn」サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を定めるものであり、本サービスを利用するすべての契約者に適用されます。契約者は、本サービスの利用を申し込む前に、本規約をよくお読みください。

第1章 総則

第1条 （本規約の目的）

本規約は、本サービスの利用に関する当社と契約者との間の権利義務関係の設定を目的とし、当社と契約者との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。当社は、契約者が本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意したことを前提に、本サービスを契約者に提供します。契約者は、本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意の上で、本規約に従って本サービスを利用するものとします。

第2条 （定義）

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「契約者」とは、当社所定の方法により本サービスを利用するために利用申込みを行い、当社との間で利用契約を締結した事業者をいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスの利用を目的として、本規約に基づき契約者と当社との間で締結される契約をいいます。
- (3) 「利用者」とは、契約者が本サービスを利用する者として認める契約者の社員、契約社員、パートタイム労働者又はその他従業員等をいいます。
- (4) 「宿泊者等」とは、契約者施設の宿泊予約者又は宿泊者をいいます。
- (5) 「契約者施設」とは、利用契約に基づき契約者が本サービスを利用する、契約者が管理運営するホテルその他の宿泊施設をいいます。
- (6) 「スマートフォン等」とは、iPhone、iPad、Android OS 搭載スマートフォン又はAndroid OS 搭載タブレット端末をいいます。
- (7) 「予約アプリ」とは、契約者施設の宿泊予約を行う機能を備えた、契約者が提供するスマートフォン等向けアプリケーションをいいます。
- (8) 「顔登録プログラム」とは、スマートフォン等で撮影された顔画像を暗号化して本システムに送信する機能を備えたプログラムであって、当社が契約者に提供し、契約者が予約アプリに追加して使用するものをいいます。
- (9) 「本サービス設備」とは、当社が本サービスを提供するために用いるサーバ等のコンピュータ、電気通信設備及びその他機器類をいいます。
- (10) 「本システム」とは、当社が本サービスを提供するために用いる本サービス設備その他の情報システムをいいます。
- (11) 「顔認証カメラ」とは、本サービスの利用を目的とした宿泊者等の顔画像の撮影のために契約者施設に設置されるカメラ（機器に搭載されたカメラを含みます。）をいいます。
- (12) 「登録特徴量データ」とは、宿泊者等が顔登録プログラムを用い送信した顔画像から本システムが抽出し、所定の期間本システムに保存される特徴量データをいいます。

(13)「カメラ取得特微量データ」とは、顔認証カメラから送信された画像から本システムが抽出する特微量データをいいます。

(14)「顔認証」とは、カメラ取得特微量データと登録特微量データの類似度を人工知能により自動判定することによって、顔認証カメラで撮影された人物が宿泊者等であることを確認する技術をいいます。

第3条 (本規約の適用)

1. 本規約に定めのない事項は、書面の交付、当社のウェブサイトへの掲載その他の方法にて契約者に提示する規約その他の文書（以下「規約等」といいます。）によるものとします。
2. 本規約、規約等及び第7条に定める申込書は、利用契約の内容を構成するものとし、それらの内容に抵触又は矛盾がある場合には、申込書、規約等、本約款の順に優先して適用されるものとします。
3. 契約者と当社の間で利用契約の規定に抵触する契約が別途締結された場合には、当該抵触する規定については、当該契約の規定が利用契約の規定に優先して適用されるものとします。

第4条 (本規約の変更)

1. 当社は、以下の場合、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本規約の変更にあたり、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を、効力発生日の1か月前までに当社所定の方法で契約者に通知します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に、契約者（利用者を含みます。）が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に興議なく同意したものとみなします。

第5条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、顔認証を利用した宿泊施設向けのサービスを利用契約に基づき提供するサービスを行います。
2. 本サービスは、本システムの構築場所に応じて、次表に掲げる利用形態があります。

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| オンプレミスタ입 | 主要な本サービス設備を契約者施設に設置し、本システムを構築します。 |
| クラウドタイプ (SaaS) | 当社が利用するクラウドサービスに本システムを構築します。 |

3. 当社は、当社の判断により、契約者に対し事前に通知をすることなく、いつでも本サービスの内容及び機能等の全部又は一部を変更することができるものとします。当社は、この変更により、変更前と同等のサービスの内容及び機能が維持されることを保証しません。
4. 本サービスの提供地域は、日本国内に限ります。

第6条 (顔登録プログラムの使用許諾)

1. 当社は、本サービスに付随して、契約者に対し、本サービスの利用に必要と当社が判断する範囲で、当社が顔登録プログラムを提供した日から利用契約の終了日まで（以下「許諾期間」という。）、顔登録プログラムを日本国内において非独占的に使用する譲渡不能かつ再許諾不能な権利を許諾します。
2. 契約者は、許諾期間中、予約アプリへの顔登録プログラムの追加に必要な範囲で、顔登録プログラムを複製又は改変することができるものとします。

3. 当社は、当社の定める利用条件に同意した宿泊者等に対し、許諾期間中、予約アプリに追加した顔登録プログラムを自己のスマートフォン等にインストールして日本国内において非独占的に使用する譲渡不能かつ再許諾不能な権利を許諾します。
4. 契約者は、許諾期間中、当社の定める利用条件に同意した宿泊者等に自己のスマートフォン等にインストールして使用させるために必要な範囲で、予約アプリに追加した顔登録プログラムを複製又は公衆送信（送信可能化を含みます。）することができるものとします。なお、契約者は、当社の定める利用条件に同意した場合に限り、顔登録プログラムが使用可能になるように予約アプリに必要な設定を行うものとします。
5. 顔登録プログラムに第三者が権利を有するソフトウェア又はオープンソースソフトウェア（以下総称して「第三者ソフトウェア」といいます。）が含まれる場合には、第三者ソフトウェアの使用は、当該第三者ソフトウェアの権利者の定めるライセンスに従い許諾されるものとします。
6. 当社は、顔登録プログラムに発見された不具合を修正する義務を負うものではありませんが、当社又は第三者ソフトウェアの権利者の裁量にて、顔登録プログラムの一部を更新もしくは顔登録プログラムに発見された不具合の修正のために顔登録プログラムのアップデートを行うプログラムを提供することがあります。なお、当該プログラムには、その性質に反しない限り、本規約の顔登録プログラムに関する規定を適用するものとします。
7. 契約者が前項に定めるプログラムの提供を受けた後速やかに予約アプリに追加して宿泊者等に提供しなかったことにより生じた損害その他の不利益について、当社は責任を負わないものとします。

第2章 利用契約に関する規定

第7条 （利用契約の締結）

1. 本サービスの利用を希望する者は、当社所定の申込書を提出し、利用契約の申込を行うものとします。
2. 当社が前項の申込を承諾した場合には、当該申込書に記載された申込日に遡って、当社と契約者の間に本規約及び当該申込書を内容とする利用契約が成立するものとします。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、第1項の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき。
 - (2) 第1項の申込みが第三者を代理して行われたものであるとき。
 - (3) 申込者が本サービスの利用にかかる料金の支払いを怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が利用契約に違反するおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき。
 - (6) 申込者が反社会的勢力であるとき又は反社会的勢力であると疑われるとき。
 - (7) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (8) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、当社が不相当と判断したとき。
4. 当社は、第1項の利用申込みを承諾しないときは、承諾をしない事実のみを申込者に通知します。なお、当社は、承諾しない理由を説明する義務を負いません。

第8条 （本サービスの利用期間及び利用契約の有効期間）

1. 本サービスの利用期間は、本サービス設備の稼働準備完了を契約者及び当社が確認した日（以下「サ

ービス利用開始日」といいます。) から起算して1年が経過する日の属する月の末日までとします。

2. 本サービスの利用期間満了日の1か月前までに、当社又は契約者のいずれか一方から当社所定の方法による更新拒絶の意思表示がない場合には、利用期間は、当該期間満了日の翌日から起算して1年間、同一の条件にて更新されるものとし、以後も、同様とします。
3. 利用契約の有効期間は、利用契約の成立日から利用期間の満了日までとします。

第9条 (契約内容の変更)

1. 契約者は、利用契約の内容の変更を希望する場合には、当社所定の方法により申し込むものとします。
2. 前項の規定に基づく利用契約の内容の変更は、当社が承諾する旨の通知を契約者に対し発した時に成立するものとします。

第10条 (契約者情報の変更)

契約者は、第7条第1項に基づき提出した申込書に記載した内容その他の当社に届け出た契約者情報に変更があった場合には、直ちに当社へ当該変更内容を報告した後、変更後の内容を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

第3章 本サービスの利用に関する基本的な規定

第11条 (利用環境の準備及び維持等)

1. オンプレミスタイプを選択した契約者は、当社が別途定める仕様に従い、本サービスの利用に必要な機器及びインターネット接続環境、本サービス設備及びその設置場所その他の本サービスの利用環境を、当社と合意した日までに自己の責任及び負担により調達し、利用期間中これを管理するものとします。当社は、オンプレミスタイプを選択した契約者に対し、本システムを構成するソフトウェアを提供し、その提供日から利用契約の終了日まで、契約者が調達した本サービス設備にそのソフトウェアをインストールして使用する譲渡不能かつ再許諾不能な権利を許諾します。
2. クラウドタイプ (SaaS) を選択した契約者は、当社が別途定める仕様に従い、本サービスの利用に必要な機器及びインターネット接続環境その他の本サービスの利用環境を、当社と合意した日までに自己の責任及び負担により調達し、利用期間中これを管理するものとします。
3. 契約者は、当社と合意した日までに当社の提供するホテル管理システム (PMS) を導入し、利用期間中、その利用を継続するものとします。
4. 契約者は、本サービスの利用に使用する機器、クラウドサービス及びインターネット接続環境について、自己の責任及び負担により本システムの情報セキュリティの確保に必要な措置を行うものとします。
5. 本サービスの利用に要する電気代、インターネット接続費用その他の費用は、契約者が負担するものとします。

第12条 (本サービスの利用)

1. 契約者は、利用者を自らの判断で決定することができるものとします。なお、契約者は、各利用者が利用契約に違反しないよう管理監督するものとし、利用者が本サービスを適切に利用するために必要な教育及びトレーニング等を自己の責任と費用負担において実施するものとし、利用者による利用契約の違反その他の本サービスの利用に関する利用者の作為、不作為及びその結果は、すべて契約者に

よる利用とみなし、契約者はそのすべての責任を負うものとします。

2. 契約者は、全て自らの意思及び責任において本サービスを利用するものとし、契約者又は利用者の誤操作又は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対し責任を求めないものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用を通じて入力、送信、掲載及び登録したデータ及び情報等の内容に関しての一切の責任を負うものとします。
4. 契約者は、本サービスの利用に関して第三者に損害等を与えた場合又は第三者との間で紛争等が生じた場合、これらの事態を自らの責任及び費用負担で解決するものとします。なお、当社はこれら損害等に関して、一切責任を負わないものとします。

第13条 (認証情報の管理)

1. 契約者は、当社から発行された認証情報（本システムの契約者向け管理画面及びWEB登録管理ツールにログインするために必要なID及びパスワードをいいます。以下同じ。）を厳重に管理し、第三者（利用者を除きます。）に開示又は漏えいしないものとし、管理不十分、使用上の過失又は第三者の使用等により発生した結果及びそれに伴う一切の責任については、契約者が負うものとします。
2. 契約者は、利用者に対し、認証情報の機密性及び管理の重要性等を十分理解させ厳重に管理させ、第三者に開示又は漏えいさせないものとし、利用者による認証情報の管理不十分又は使用上の過失等により発生した結果及びそれに伴う一切の責任については、契約者が連帯して負うものとします。
3. 契約者の認証情報を利用して行われた行為はすべて、その契約者による行為とみなし、その行為によって生じた結果及びそれに伴う一切の責任については、契約者が負うものとします。また、当社は、認証情報の盗用又は不正使用等により契約者に生じた損害等につき一切責任を負いません。
4. 契約者は、認証情報の盗用又は不正使用等によって当社に損害が生じた場合には、当社に対し、その損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第14条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして、次の各号のいずれかに該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社に虚偽、不完全もしくは不正確な情報を届け出る行為
- (2) 当社が想定する本サービスの用途と異なる目的での本サービスの利用
- (3) 宿泊者等の判断に錯誤を与える行為
- (4) 宿泊者等その他の第三者のプライバシーを侵害する行為
- (5) 目的又は方法の如何を問わず、本サービスを第三者（利用者を除きます。）に利用させる行為
- (6) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 当社から許諾された範囲を超えて顔登録プログラム及び本システムの全部又は一部を複製、改変、翻案等する行為
- (8) 本システム又は本サービスに利用する電気通信回線に過度な負担をかける行為
- (9) 本サービスの運営に支障を与える行為
- (10) 当社又は第三者が有する知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (11) 当社又は第三者を誹謗中傷し、その名誉、信用もしくはイメージを棄損又は低減する行為その他の不利益を与える行為
- (12) 当社の信用、イメージを棄損もしくは低減する行為

- (13) 有害なコンピュータプログラムを送信又は書き込む行為その他の情報セキュリティを脅かす行為
- (14) 未公開の本サービスの仕様を当社の同業他社等第三者に漏洩する行為
- (15) 法令、判決、決定、命令、法規命令、監督官庁のガイドラインその他行政規則に違反する行為
- (16) 公序良俗に反する行為又は犯罪行為に結びつく行為
- (17) 前各号に掲げる行為を援助又は助長する行為
- (18) 前各号に掲げる行為のほか、本利用契約に違反する行為
- (19) 前各号に掲げる行為のほか、契約者へ本サービスの提供を継続することが不適切であると当社が判断する行為

第4章 料金の支払いに関する規定

第15条 (利用料金等)

1. 本サービスの利用料金その他費用（以下「利用料金等」といいます。）は、当社所定の申込書に定めるとおりとします。
2. 利用料金等のうち月額利用料金は、別段の定めがある場合を除き、本サービス利用開始日の属する月の翌月1日から利用契約の終了日（解約日及び解除日を含みます。）の属する月の末日まで発生するものとします。
3. 本サービスの月額利用料金は、利用契約が歴月の途中で終了した場合であっても、別段の定めがある場合を除き、日割計算を行わないものとします。
4. 当社は、別段の定めがある場合を除き、契約者から受領した利用料金等を返還する義務を負わないものとします。
5. 当社は、利用契約の有効期間中であっても、利用料金等が経済情勢の変化、本サービスの内容の変更その他の事由により不適当な場合には、事前に契約者に通知することにより、利用料金等を変更することができるものとします。なお、当社所定の申込書に定める利用料金等に含まれる消費税及び地方消費税の額は、当社が申込書を提示した時に適用される税率により計算した額であり、税率が変更されたときは、利用料金等は、変更後の税率で計算した消費税及び地方消費税を含む金額に変更されるものとします。

第16条 (支払方法)

1. 契約者は、利用料金等を、第7条に定める申込書において指定した次の各号のいずれかの支払方法に応じ、当該各号に従って支払うものとします。
 - (1) 銀行振込の場合には、契約者は当社が発行する請求書に基づき、当該請求書で指定された支払期限及び金融機関口座に振込み、支払うものとします。
 - (2) 口座振替の場合には、契約者は当月分の月額利用料金を、当月1日に契約者の金融機関口座から引き落とす方法により、当社へ支払うものとします。
2. 契約者は、利用料金等の支払いを遅延した場合には、支払期限の翌日から完済した日までの期間について、その日数に応じ、債務残高に対して民事法定利率による年利14.6%（365日日割計算）の利率を乗じて得た遅延損害金を付加して、当社に支払うものとします。
3. 契約者は、契約者又は第27条（本サービスの提供停止）に基づく措置により本サービスの提供を一時的に停止した場合であっても、当該停止期間に対する利用料金等を支払わなければならないものとし

ます。

第5章 情報の取り扱いに関する規定

第17条 (登録特微量データ等の管理)

1. 登録特微量データは、宿泊者等が顔画像を使用する宿泊予約を指定して本システムに顔画像を送信し、その顔画像から本システムが特微量データを抽出した時に本システムに保存され、その宿泊者等がその宿泊予約に基づく宿泊のチェックアウトをした日の翌日中に、自動的に消去されます。
2. カメラ取得特微量データは、登録特微量データとの照合に使用された後直ちに、自動的に消去されます。
3. 宿泊者等が本システムに送信した顔画像は、登録特微量データの抽出後直ちに、自動的に本システムから消去されます。
4. 顔認証カメラで撮影され本システムに送信された画像は、カメラ取得特微量データの抽出後直ちに、自動的に本システムから消去されます。
5. 登録特微量データ及びカメラ取得特微量データ（以下「登録特微量データ等」といいます。）は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項に定める個人情報をいいます。以下同じ。）に該当します。契約者は、個人情報保護法その他適用法令及ガイドラインに従い、契約者の責任と費用負担において登録特微量データ等を適切に取扱うものとしします。
6. 登録特微量データ等が滅失、毀損もしくは漏洩し、又は本サービスでの利用以外の目的に使用されたことにより、契約者、利用者、宿泊者等その他の第三者に損害が発生した場合であっても、当社は責任をおいしません。ただし、その損害が当社の故意又は重大な過失のみによって生じたときは、この限りではありません。
7. 契約者が選択した本サービスの利用形態にかかわらず、当社は、登録特微量データ等の取扱いを一切行わず、登録特微量データ等の保存される当社が管理する本システムに関し適切なアクセス制限を行うものとしします。

第18条 (顔認証)

顔認証には、その技術的特性により、宿泊者等であっても顔認証がなされない可能性があること、宿泊者等以外の者の顔画像であっても顔認証がなされる可能性があること、マスクもしくは眼鏡の着用の有無によって顔認証がなされない可能性又は判定の精度が低下する可能性があることその他の性能限界があります。当社は、顔認証の判定の精度、顔認証の結果の真実性又は正確性について保証をするものではなく、契約者は、それに起因する損害その他の不利益について当社を免責するものとしします。

第19条 (知的財産権等)

1. 顔登録プログラム、本システムその他本サービスを構成する文章、画像、音楽、プログラムその他のコンテンツの著作権その他の知的財産権は、当社又は当社に使用もしくは利用を許諾した第三者に帰属します。
2. 利用契約の締結により、前項の知的財産権が当社又は当該第三者から契約者に移転することはありません。
3. 契約者は、当社に対し、顔認証カメラ又は顔登録プログラムで撮影された画像について、著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利の行使をしないものとし、宿泊者等に行使させないものとしします。

第20条 （データの取扱い）

1. 契約者が本システムに送信又は登録したデータ並びに登録特微量データ等（以下「契約者データ」といいます。）の利用、開示、譲渡（使用許諾を含みます。）及び処分を含む契約者データに係る利用権限は、契約者が有するものとします。
2. 当社は、別段の定めがある場合を除き、契約者から請求があった場合には、本システムに保存された契約者データを本システムから削除します。
3. 契約者データが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、契約者に事前に通知した後、その契約者データを本システムから削除することができるものとします。
 - (1) その登録が第14条（禁止事項）に該当する契約者データ
 - (2) 本サービスの保守管理上、その削除が必要と当社が判断した契約者データ
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、当社がその削除が必要と判断した契約者データ
4. 本システムにより創出されたデータその他本システムに保存されたデータ（契約者データを除きます。）の利用権限は、当社が有するものとします。
5. 契約者は、当社が契約者による本システムへのアクセスのアクセスログその他本サービスの利用状況に関するデータを、サービスの改善等の目的に使用することがあることを承諾するものとします。また契約者は、当社が宿泊者等による顔画像の送信記録その他の本サービスに関連する利用状況に関するデータを、契約者への報告及びサービスの改善等の目的に使用することについて、宿泊者等から承諾を得るものとします。
6. 本サービスには、契約者データのバックアップを含みません。またクラウドタイプ（SaaS）は、待機系の本システムを常時稼働させることにより稼働系の本システムと常時同期させるものではありません。契約者は、契約者データその他契約者が管理可能な本サービスに関連するデータについて、契約者が必要と判断した場合には、契約者の責任及び負担において管理、バックアップ取得その他必要な措置を講ずるものとします。契約者がかかる措置を適切に講じなかったことにより発生した損害等について、当社は責任を負いません。
7. 当社は、本システムに保存されたデータが消失又は毀損等した場合であっても、復旧措置を講じる責任を負わないものとし、またその結果発生する契約者又は第三者の損害等について責任を負いません。

第21条 （秘密保持義務）

1. 契約者及び当社は、利用契約に関連して相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方から事前に書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、法令の定めに基づき、又は権限ある官公署からの開示

を要請された秘密情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。ただし、この場合には、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合には開示後すみやかに通知するものとします。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を利用契約を履行する目的のみ使用し、当該目的の達成に必要な範囲内で秘密情報を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。なお、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第24条（業務委託）に定める委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただし、この場合には、当社は委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、秘密情報を相手方の指示に従い、返還、廃棄又は消去するものとします。
7. 本条の秘密保持義務は、利用契約終了後も効力を有するものとします。

第22条 （個人情報の管理）

1. 当社は、契約者から提供されたデータ（契約者データを含みます。）に含まれる個人情報（以下「契約者個人データ」といいます。）については、契約者の委託に基づき提供を受けます。契約者が個人データを本システムに入力、送信等（宿泊者等による顔画像の送信を含みます。）したときは、契約者は、当社に契約者個人データの取扱いを委託したものとみなします。
2. 契約者は、当社に契約者個人データの取扱いを委託するに際しては、その委託が契約者の公表している個人データの利用目的の達成に必要な範囲内であること及び契約者が個人情報保護法その他関連法令及びガイドラインに定める手続きを履践していることを保証するものとします。また契約者は、契約者個人データの利用目的を変更する場合には、対象の個人に適法かつ適切な手段によって変更後の利用目的を通知又は公表する等、委託開始後もその保証の維持に必要な措置を行うものとします。
3. 当社は、当社が別に定める個人情報保護方針（<https://www.almex.jp/privacy/index.html>）及び個人情報の取扱いについて（<https://www.almex.jp/privacy/privacy.html>）に沿って、契約者及び利用者の個人情報並びに契約者個人データを取り扱います。
4. 契約者は、本サービスの利用を通じて収集又は取得する個人情報を、個人情報保護法その他の法令及びガイドライン等に沿って取り扱うものとします。また、契約者は、個人情報を取り扱う契約者の従業員（契約社員、パートタイム労働者等を含みます。）を特定し、当該従業員が個人情報の不適切な取扱いをしないよう管理するものとします。
5. 当社及び契約者は、契約者個人データについて、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の契約者個人データの安全管理のため、管理責任者を定め、必要かつ適切な措置を講じるものとします。
6. 当社及び契約者は、契約者個人データを、契約者の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、利用、加工、複写、複製を行わないものとします。
7. 当社及び契約者は、契約者個人データの漏えい、紛失、滅失、毀損その他事故が発生した場合には、その事実を速やかに相手方に報告した後、原因の調査を行い、事故の拡大防止に必要な措置を講ずる

ものとし、なお、本サービスの利用に関連して取り扱う個人情報（契約者個人データを除きます。）の漏えい、紛失、滅失、毀損その他事故が発生した場合には、契約者は、全て自己の責任及び費用負担で解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとし、

第6章 本サービスの運営に関する規定

第23条 （広告宣伝）

1. 当社は、契約者が本サービスを利用している事実を当社のウェブサイトへの掲載その他の方法により公表することができるものとし、
2. 前項の場合において、当社は、契約者の登録商標の公開、掲載その他の利用をするときは、契約者から承諾を得た後に行うものとし、

第24条 （業務委託）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの提供に関する業務（利用契約の申込みの取次ぎ、料金の請求を含みますが、これらに限りません。）の一部又は全部を当社が指定する者に委託できるものとし、当社が必要と認めたときは、その第三者に対して、契約者又は宿泊者等から取得した情報を委託した業務の遂行に必要な範囲で提供することができるものとし、

第25条 （サポート）

1. 当社は、サポートサービスとして、本サービスの利用に関する契約者からの問い合わせに対応します。なお、問い合わせ先及び受付時間等は、別途当社より契約者に対し通知します。
2. 当社によるサポートサービスは、その対応完了日程及び具体的な問題の解決を保証するものではありません。なお、問い合わせ内容により対応に時間が掛かる場合又は一時的に本サービスの提供を停止して調査等しなければならない場合があることを、契約者は予め承諾するものとし、

第26条 （障害時の対応）

1. 契約者は、本サービスの障害（顔認証の失敗を除きます。）を発見したときは、当社に対し、その原因の調査及び復旧を求めることができます。
2. 前項の連絡を受けた場合には、当社は、速やかに障害の原因を調査するものとし、ただし、当社のサポートサービスの受付時間外に連絡を受けた場合には、原因の調査その他の対応は、当社の翌営業日になることがあります。
3. 前項の調査の結果、障害が当社の責めに帰すべき事由に起因する場合には、当社は合理的に可能な範囲で復旧を行うものとし、障害がインターネット接続環境その他第11条第1項から第3項までに定める契約者が調達すべき利用環境に起因する場合その他契約者の責めに帰すべき事由に起因する場合には、当社は、合理的に可能な範囲で復旧を試みるものとし、
4. 障害が第31条（免責）第2項各号のいずれかに起因するものである場合には、前項に基づく復旧作業にかかわらず当該障害の解決に至らない場合があります。当社は、この障害に関連して発生した契約者又は宿泊者等の損害その他の不利益について、責任を負いません。

第27条 （本サービスの提供停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部を停止できるものとし、

この場合には、当社は、事前にそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合には、かかる通知を行う責任を負いません。

- (1) 本システムその他本サービスの提供に必要なシステムの更新、点検又は保守作業を緊急に、又は計画的に行う場合
- (2) 本システムその他本サービスの提供に必要なシステムが事故により停止した場合
- (3) 本サービスの提供に必要な第三者の提供するシステムの提供又は利用が遮断された場合
- (4) 天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、疾病の蔓延、政府の規制その他当社の支配することができない事由（以下「不可抗力」といいます。）により本サービスの全部又は一部の運営が不能又は困難になった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、当社が本サービスの全部又は一部の停止が必要と判断した場合

第28条 （本サービスの利用の制限）

当社は、契約者又はその利用者が利用契約に違反したときは、当社が定める期間、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合には、当社は、契約者及び利用者に対し、かかる停止について事前に通知する義務を負いません。

第29条 （通知）

1. 当社は、必要に応じて、本サービスに関する情報又は案内等を当社が選択する次のいずれかによる方法で、契約者に対し通知します。
 - (1) 電子メール、FAX 又は書面を送付する方法
 - (2) 当社ウェブサイトに掲載する方法
2. 前項の通知は、電子メールの送信においては契約者のメールサーバに到達した時、書面の郵送においては契約者に配達された時（契約者が受取を拒否した場合を含みます。）、当社ウェブサイトに掲載する方法においては当社ウェブサイトへの掲載がなされた時をもって、契約者に到達したものとみなします。なお、当社が適切に通知を行った場合に、当該通知を契約者が確認しなかったこと又は確認できなかったことに起因して発生した損害その他の不利益について、当社は一切責任を負いません。

第30条 （損害賠償）

1. 債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何にかかわらず、本サービスに関して当社が契約者に対して賠償責任を負う範囲は、当社の責めに帰すべき事由により当社が利用契約に違反したことを直接の原因とし、かつ契約者に現実に発生した通常の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとします。
2. 当社が契約者に対して支払う損害賠償の額は、前項に基づく損害の額と損害発生の直接の原因となった本サービスについて契約者が当社に対し現実に支払った直近1ヶ月分の月額利用料金のいずれか低い額を上限とします。
3. 本サービスに関して、当社の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生した場合においても、当社の責任は、前二項に定める契約者に対する責任の範囲及び上限額に限るものとし、第三者に対する責任は、当該契約者が負うものとします。
4. 前三項の規定は、損害が当社の故意又は重過失のみによって生じたときには適用されません。
5. 契約者は、次に掲げる場合には、自己の責任と負担で、当社を保護し、当社が被った損害（合理的な弁護士費用を含みます。）の一切を賠償するものとします。

- (1) 契約者が利用契約に違反したことにより当社に損害が発生したとき。
- (2) 契約者の本サービスの利用に起因又は関連して、契約者が第三者の権利又は利益を侵害するなどしたことを理由として、第三者が当社に対し、クレームその他請求をしたとき。

第31条 (免責)

1. 当社は、本サービスに関し、次に掲げる事項のほか、利用契約に明示的に定められていない事項について何ら保証するものではなく、その保証のために何らかの作為義務を負うものではありません。
 - (1) 本サービスが契約者の特定の目的に適合すること。
 - (2) 本サービスが契約者の期待する品質、機能、商品性、完全性、正確性又は有用性を有すること。
 - (3) 本サービスの利用が第三者の権利を侵害しないこと。
 - (4) 本サービスに稼働不良、障害及び停止その他の不具合が発生しないこと並びに不具合を復旧できること。
 - (5) 本サービスが通信の完全性および確実性を有すること。
 - (6) 契約者が調達した顔認証カメラが顔認証その他本サービスに適合すること。
 - (7) あらゆる端末、OS 及びウェブブラウザにおいて契約者が本サービスを良好に利用できること。
2. 債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何にかかわらず、当社は、次の事由により契約者又は宿泊者等その他第三者に発生した損害等について、責任を負いません。
 - (1) 本サービス設備の設置場所における火災、停電、異常電圧、天災地変の発生
 - (2) 予約アプリの一部機能の停止又は不具合
 - (3) スマートフォン等向けアプリケーション配信サイト（以下「配信サイト」といいます。）の仕様変更もしくは配信サイトによる予約アプリの配信停止
 - (4) 契約者の調達した利用環境に起因する本サービスの不具合等
 - (5) コンピュータウイルス対策ソフトによっても検知されなかったコンピュータウイルスの本システムへの侵入
 - (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本システムへの第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受
 - (7) 本サービスとは直接関係しない他のサービス、ソフトウェア、システム及び機器類等に起因する本サービスの不具合等
 - (8) 本サービスと連携する、第三者が提供するシステム等のサービスに起因する本サービスの不具合又は情報の漏洩等
3. 前各項に定める場合のほか、当社は、次に掲げる事由に起因又は関連して契約者又は宿泊者等その他の第三者に生じた損害又は損失について、請求原因のいかんにかかわらず、賠償その他の責任を負いません。ただし、その損害が当社の故意又は重過失のみによって生じたものであるときはこの限りではありません。
 - (1) 本サービスの利用
 - (2) 本サービスの速度低下、障害又は利用不能
 - (3) 本サービスの変更、提供停止又は廃止
 - (4) 不可抗力による利用契約の全部もしくは一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行
 - (5) 利用契約の終了
 - (6) 契約者個人データその他契約者、利用者又は宿泊者等が本システムに送信又は登録した情報もしくはそれにより生成された情報の消去又は流出

- (7) 契約者又は利用者による利用契約の違反
- (8) 契約者が調達した本サービスの利用環境の不適合
- (9) 前各号に掲げる事由のほか、本サービスに関連して生じた当社の責めに帰することができない事由

第7章 本サービスの利用終了に関する規定

第32条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、当社の判断により、いつでも本サービスを廃止することができるものとします。この場合には、当社は、事前に、当社所定の方法で契約者に通知するものとします。
2. 当社は、前項に基づき本サービスが廃止される場合において、当社が契約者から受領した利用料金等に、本サービスの廃止後の期間分の利用料金等が含まれるときは、当該廃止後の期間分の利用料金等から契約者が当社に対し負担する未払いの金銭債務を控除した残りの額を返還するものとします。このほか、当社は、本サービスの廃止について契約者に対し何ら責任を負わないものとし、利用契約に付随又は関連して契約者と当社の間で締結した契約に基づき契約者が当社に支払った代金、費用その他の金銭を返金する義務を負わないものとします。
3. 本サービスの廃止日をもって、利用契約も終了します。

第33条 (契約者が行う契約の解約等)

1. 契約者は、利用契約を有効期間中に解約することはできないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が契約者施設の廃業又は事業の廃止もしくは休止を理由として当初所定の方法により解約の申し込みをした場合には、解約を承諾することがあります。

第34条 (解約違約金)

契約者は、前条第2項に基づき利用契約を解約する場合であって、その解約日が本サービス利用開始日から1年が経過する日の属する月の末日（以下「初年度末日」といいます。）より前の場合には、解約違約金として、解約日の属する月の翌月1日から初年度末日までの月額利用料金に相当する額を、解約日までに一括して当社に支払うものとします。

第35条 (当社が行う契約の解除等)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約者に対し何らの通知もしくは催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用料金等の支払いを遅延したとき。
 - (2) 利用契約に違反（前号を除きます。）し、当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、その期間内に是正しないとき。
 - (3) 第7条第3項各号のいずれかに該当したとき。
 - (4) 故意又は重大な過失により当社に有形、無形の損害を与えたとき。
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (6) 手形もしくは小切手の不渡りがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、支払を停止した場合又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

- (8) 解散決議があつたときもしくは転廃業しようとしたとき、又は営業の全部もしくは重要な一部の停止、廃止もしくは譲渡をしようとしたとき。
 - (9) 監督官庁から営業停止又は免許もしくは許認可等の取消処分を受けたとき
 - (10) 監督官庁による注意又は勧告を受けたとき。
 - (11) 公序良俗に反し、又は法令に抵触する可能性があると判断されるとき。
 - (12) 第三者に対して不利益をもたらしたとき又は不利益をもたらす恐れがある行為をしたとき。
 - (13) 宿泊者等その他の第三者からのクレームに対し速やかに対処していないと判断されるとき。
 - (14) 契約者が、利用契約成立時点において、当社が定める審査基準に適合していなかったことが判明したとき又は利用契約成立後、当該審査基準に適合しなくなったと当社により認められたとき。
 - (15) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
 - (16) 前各号に掲げる場合のほか、当社が利用契約の継続を適当でないと判断したとき。
2. 前項の規定に従い当社が利用契約を解除した場合には、契約者は、当社に対し、損害賠償として、解除日の翌日から利用契約の有効期間満了日までの月額利用料金相当額を直ちに支払うものとします。
 3. 契約者は、第1項各号に掲げる場合には、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社に弁済しなければなりません。

第36条 (利用契約終了による措置)

1. 契約者は、利用契約が終了（第33条に基づく解約第35条又は第39条に基づく解除を含みます。以下本条において同じ。）した場合には、利用契約の終了日をもって、本サービスを利用することができなくなります。
2. 利用契約が終了した場合には、当社は、当社の判断によりいつでも、当社の管理する本システムに保存されたデータを消去することができるものとします。なお、当社は、利用契約が終了した時においてかかるデータの保存手段を契約者に提供する義務を負いません。
3. 契約者は、利用契約の終了日までに、保存が必要なデータ等を自らの責任で保存等するものとします。
4. 契約者は、利用契約の終了日以降直ちに、契約者の調達した利用環境から本システムを構成するソフトウェアを消去するものとします。
5. 契約者は、利用契約の終了日以降直ちに、顔登録プログラムを削除した予約アプリを配信サイトへの更新を行うものとし、かつ顔登録プログラムを追加した予約アプリの配信を停止するものとします。
6. 契約者は、利用契約の終了日までに発生する当社に対する債務の全額を、当社の指示に従い、一括して支払うものとします。

第8章 一般条項

第37条 (権利義務譲渡の禁止)

契約者は、事前に当社の書面による承諾がない限り、利用契約の契約上の地位又は利用契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第38条 (事業譲渡等)

当社は、合併、会社分割、事業譲渡その他の事由により事業を承継させる場合には、契約者の承諾を得る

ことなく、利用契約の契約上の地位又は利用契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡することができるものとします。

第39条（反社会的勢力との関係排除）

1. 契約者は、利用契約成立前及び利用契約成立後において、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと並びに自らの役員、従業員及び関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合には、当社は契約者に対し何らの催告をすることなく、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用していること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第40条（分離可能性）

利用規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能とされた場合であっても、利用規約の残りの規定及び一部が無効又は失効不能とされた規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第41条（存続条項）

利用契約の効力が失した後も、第12条（本サービスの利用）第4項、第13条（認証情報の管理）第4項、第16条（支払方法）第3項、第17条（登録特微量データ等の管理）第6項、第19条（知的財産権等）、第20条（データの取扱い）、第21条（秘密保持義務）、第22条（個人情報管理）、第30条（損害賠償）、第31条（免責）、第32条（本サービスの廃止）第2項、第39条（反社会的勢力との関係排除）第3項、本条から第35条（当社が行う契約の解除等）第2項及び第3項、第36条（利用契約終了による措置）、第44条（合意管轄裁判所）までの規定は、契約者と当社の間で引き続き有効とします。

第42条（準拠法）

利用契約並びに本規約の成立、効力及び解釈等については、日本法を準拠法とします。

第43条（協議事項）

契約者及び当社は、利用契約又は本規約に定めのない事項もしくは解釈につき疑義が生じた場合には、信義誠実をもって協議の上、解決するものとします。

第44条（合意管轄裁判所）

利用契約又は本規約に関連した紛争が生じた場合には、訴額に応じて、被告の本店所在地を管轄する地方

裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2022年4月22日 制定

2024年9月1日 改定